

様式第1号（3関係）

審 査 基 準

平成26年8月21日作成

| | |
|-----------------|--|
| 法 令 名 | : 静岡県道路交通法施行細則 |
| 根 拠 条 項 | : 第3条の2第3項 |
| 処 分 の 概 要 | : 駐車禁止除外指定 |
| 原 権 者 (委 任 先) | : 静岡県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め | : 静岡県道路交通法施行細則第3条の2第3項（駐車禁止規制の対象から除く車両） |
| 審 査 基 準 | : 別紙参照 |
| 標 準 処 理 期 間 | : 警察署で取り扱うものにあつては7日以内 交通規制課で取り扱うものにあつては30日以内 （それぞれ行政庁の休日は含まれない。） |
| 申 請 先 | : 警察署 |
| 問 い 合 わ せ 先 | : 警察本部交通規制課、警察署交通（第一）課 |
| 備 考 | : |

別紙

駐車禁止及び時間制限駐車区間の対象から除く車両の範囲
(駐車禁止除外指定車)

| 種別 | 解釈 |
|---|---|
| 1 電気、電話、水道、ガス又は鉄道の緊急工事に使用中の車両 | 「緊急工事」とは、電気、電話、水道、ガス又は鉄道施設の管理者等が当該施設に係る事故又は故障の発生時に緊急に修復を要する復旧作業をいう。緊急工事の場合以外にこれらの施設の工事又は作業のため使用する車両は、車両自体が当該工事又は作業のため直接必要とするものにあつては、道路使用許可の処分に包含される。 |
| 2 医師等が急患の往診に使用中の車両 | 「医師等」とは、医師、助産師、をいう。「急患の往診等に使用中の車両」とは、傷病者、妊婦等に緊急の往診又は手当を行うために、医師等が運転又は専属の運転手、看護師その他の者が医師を同乗させて運転する車両をいう。したがって、緊急を要しない通常の往診などに使用する車両は含まれない。 |
| 3 報道機関が緊急取材に使用中の車両 | 「報道機関」とは、日刊商業新聞社、報道通信社及びラジオ・テレビ放送局をいい、業界新聞、機関誌等を発行しているものは含まない。 「緊急取材に使用中の車両」とは、災害、事件事故等が発生した際、現場又はその付近における取材活動のために使用する報道機関の車両をいう。したがって、緊急を要しない取材などに使用する車両は含まれない。 |
| 4 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配に使用中の車両 | 「通常郵便物の集配に使用中の車両」とは、特定の人が特定の人に意思などを通ずる文書で、第1種から第4種郵便（はがき、手紙、ダイレクトメール、定期刊行物、書状等）の集配するための車両をいう。したがって、小包郵便物（通常郵便物と同一車両で集配を含む）を集配するために使用する車両は含まれない。 |

| | |
|--|---|
| <p>5 裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）に定める執行官が民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく強制執行等を迅速に行う必要がある場合に、その職務のため現に使用中の車両</p> | <p>「職務のため現に使用中の車両」とは、執行官（執行官法（昭和 41 年法律第 111 号）第 1 条）が民事執行法第 58 条により、裁判官から任命された評価人が不動産の評価等に使用するための車両をいう。 裁判所に置かれている執行官が、強制執行等を迅速に行う必要がある場合に使用するための車両を含む。</p> |
| <p>6 市町と歯科医師会との訪問歯科診療に関する委託契約などに基づく歯科医師の往診のため使用中の車両</p> | <p>「訪問歯科診療」とは、市町の長と歯科医師会会長との訪問歯科診療に関する委託契約などに基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が寝たきりの在宅患者等に対し、診療器材を使用して歯科治療を行うもので、歯科医師が運転又は他の者が歯科医師を同乗させて運転する車両をいう。ただし、通常の歯科診療往診などに使用する車両は含まない。</p> |
| <p>7 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両</p> | <p>運輸支局又は軽自動車検査協会が交付する自動車検査証の用途の欄に「特殊」とされ、更に車体の形状の欄に「患者輸送車」又は「車いす移動車」として証（登録）されている車両をいう。</p> |
| <p>8 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第 1 の左欄に掲げる障害区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害を有し、歩行が困難であると認めるもの</p> | <p>「身体障害者福祉法に基づく身体傷害者手帳の交付を受けている歩行困難な者」とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号（身体障害者障害程度等級表）に定める個別の障害者等級に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者をいう。 障害者が社会生活（通院、通学、買物等の日常生活）を営むため自ら直接用いる車両に運転する場合又は運転を依頼し者の運転する車両に同乗する場合に使用する車両をいう。（別表第 1 の左欄に掲げる障害区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害者）</p> |
| <p>9 小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について（平成 6 年 12 月 1 日付け厚生省児童家庭局長通達第 103 号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けて</p> | <p>「色素性乾皮症患者」とは、日光（紫外線）の照射により症状が悪化することから、昼間時における通院、通学等外出時に支障を来たと認められる者で、都道府県知事</p> |

| | |
|--|--|
| <p>いる者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 9 の 2 の規定に基づく厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態（平成 17 年厚生労働省告示第 23 号）第 8 表中の色素性皮症に限る。）</p> | <p>から小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者をいう。 障害者が社会生活（通院、通学、買物等の日常生活）を営むため自ら直接用いる車両に運転する場合又は運転を依頼し者の運転する車両に同乗する場合に使用する車両をいう。</p> |
| <p>10 療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日付け児発第 725 号）第 3 の 1(1) に定める重度の障害を有するもの</p> | <p>「療育手帳に定める重度の障害（知的障害）」とは、知的障害者厚生相談所又は児童相談所において医学的及び心理的判定の結果、知的障害程度が重度（A）と証明する療育手帳の交付を受けている者をいい、重度以外（B）の判定を受けた者は含まない。 障害者が社会生活（通院、通学、買物等の日常生活）を営むため自ら直接用いる車両に運転する場合又は運転を依頼し者の運転する車両に同乗する場合に使用する車両をいう。</p> |
| <p>11 戦傷病者特別援護（昭和 38 年法律第 168 号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第 1 の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表の 2 に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの</p> | <p>「戦傷病者特別援護に基づく戦傷病者手帳の交付を受け歩行困難な者」とは、戦争において負傷した者であり、恩給法別表第 1 号表の 2 に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者をいう。 障害者が社会生活（通院、通学、買物等の日常生活）を営むため自ら直接用いる車両に運転する場合又は運転を依頼し者の運転する車両に同乗する場合に使用する車両をいう。（別表第 1 の左欄に掲げる障害区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害者）</p> |
| <p>12 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの</p> | <p>「精神障害者福祉手帳の交付を受けている者」とは、精神疾患（統合失調、そううつ病、てんかん、ノイローゼ等）の状態の者が、都道府県知事から精神障害者福祉手帳の交付を受け、障害の程度が 1 級に該当するものをいう。</p> |

